

《 お 知 ら せ 》

当院は、厚生労働大臣が定める基準による保険診療・看護を行っている保険医療機関です。

● 入院基本料及び看護に関する事項

当院は、「精神病棟入院基本料 15 対 1」、「看護補助加算 1」の届出を行っております。
尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

2 病棟

1 日に 12 人以上の看護職員（看護師 及び 准看護師）が勤務しています。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 17 時 00 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ちは 8 人以内です。
- ・夕方 17 時 00 分～朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ちは 30 人以内です。

1 日に 6 人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 17 時 00 分まで、看護補助員 1 人あたりの受け持ちは 15 人以内です。
- ・夕方 17 時 00 分～朝 8 時 30 分まで、看護補助員 1 人あたりの受け持ちは 60 人以内です。

3 病棟

1 日に 9 人以上の看護職員（看護師 及び 准看護師）が勤務しています。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 17 時 00 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ちは 9 人以内です。
- ・夕方 17 時 00 分～朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ちは 23 人以内です。

1 日に 5 人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 17 時 00 分まで、看護補助員 1 人あたりの受け持ちは 9 人以内です。

5 病棟

1 日に 5 人以上の看護職員（看護師 及び 准看護師）が勤務しています。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 17 時 00 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ちは 24 人以内です。
- ・夕方 17 時 00 分～朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ちは 12 人以内です。

1 日に 3 人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 17 時 00 分まで、看護補助員 1 人あたりの受け持ちは 8 人以内です。

● 東北厚生局長への届出に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ◎精神病棟入院基本料 15 対 1 | ◎人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1） |
| ◎看護補助加算 1 | ◎導入期加算 1 |
| ◎精神科身体合併症管理加算 | ◎透析液水質確保加算 |
| ◎感染対策向上加算 3 | ◎慢性維持透析濾過加算 |
| ◎ハイリスク妊産婦連携指導料 2 | ◎CT撮影及びMRI撮影 |
| ◎こころの連携指導料（Ⅱ） | ◎児童思春期精神科専門管理加算 |
| ◎療養生活継続支援加算 | ◎精神科作業療法 |
| | ◎医療保護入院等診療料 |

● 食事サービスに関する事項

- ・当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士及び栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後 6 時以降）、適温で提供しています。
- ・また、食堂加算の要件を満たす食堂にて食事を提供しています。

● 保険外負担に関する事項

当院では以下の項目について、実費負担をお願いしております。

- ◎文書料 1 通につき 3300 円～8800 円（税込）

● 医療情報取得加算について

当院では情報通信機器を用いた診療を行うにつき、以下の体制を整備しております。

- 1 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- 2 オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3 受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

● 後発医薬品の使用促進について

当院では厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を当院では整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する医薬品が変更となる可能性があります。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら、当院職員までご相談ください。ご理解ご協力をお願いいたします。

● 一般名処方に関するお知らせ

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品が不足した場合であっても、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、患者さまが一般名処方の処方せんから長期収載品へ変更を希望した場合は「選定療養」の対象となり患者さまの特別負担が発生します。

【対象となる医薬品】

後発医薬品の上市後 5 年以上経過した長期収載品（準先発品を含む）

後発医薬品の置換率が 50% 以上となった長期収載品（準先発品を含む）

【自己負担額】

※ 医療上の必要性により医師が一般名処方（後発医薬品への変更不可）をした場合や、後発医薬品を提供することが困難な場合、バイオ医薬品については選定療養費の対象外です。詳細については、厚生労働省の HP でご確認下さい。

*****その他、詳しくは事務部までお問い合わせ下さい。*****

以 上

令和 6 年 9 月 1 日更新

P F C H O S P I T A L 院長